甲府市告示第４９０号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び業務提案を招請する。

令和４年８月２６日

　　　 甲府市長　樋　口　雄　一

１　業務名

甲府市環境センタープラント跡地活用事業

２　業務概要

本事業は、公共施設等マネジメントの観点から、現在未利用となっている甲府市環境センターの焼却工場及び破砕工場の跡地において、本市市民が利用することができる「多目的広場」を設計、施工、維持管理及び運営するとともに、公民連携によるＳＤＧｓの達成を目指すものであり、本市の行政サービス強化、拡充に向けて、豊富な経験、ノウハウ及び高度な専門知識を有する事業者とともに実施するＰＰＰ（公有資産活用）事業である。

事業の実施にあたっては、本プロポーザルで選定した優先交渉権者と協議のうえ、本事業に係る包括連携協定(以下「協定」という。) を締結し、協定に基づいた業務及びその他取組みの詳細を協議のうえ、市有資産の賃貸借契約又は使用貸借契約等を締結するものとする。

３　履行期間

業務契約締結の日から３０年未満（優先交渉権者との協議による。）

４　参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

（１）本事業を的確に遂行するに足りる能力、技術及び組織（人員体制）を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体等）であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（３）地方自治法施行令第１６８条の４第２項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成　　　１１年法律第２２５号）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）本市の指名停止を受けていないこと。

（６）次に該当しないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員であると認められる者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員

カ　国税及び地方税に滞納がある者

５　手続き等

（１）要領等の配布

甲府市環境センタープラント跡地活用事業提案募集要領（以下「要領」という。）等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

（２）提出方法等

参加申込みの提出方法、提出期限及び提出先等については、要領等を参照すること。

６　連絡先

甲府市 企画財務部 企画財務総室 財産活用課

甲府市丸の内一丁目１８番１号

（電話）０５５－２３７－５３２６

（E-mail）[zaisanky@city.kofu.lg.jp](mailto:zaisanky@city.kofu.lg.jp)